国会事項

衆議院

質問書提出
七月一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
留学生の妊娠・出産を契機とする退学等の実態把握に関する第三回質問主意書（早稲田ゆき提出）
総額表示における税込価格の表示方法に関する質問主意書（小川淳也提出）
アッシャー症候群及び網膜色素変性症に係る治療アクセス等に関する質問主意書（小川淳也提出）
石綿含有建材を使用した建築物の解体及び事業承継に伴う店舗建替えへの支援に関する質問主意書（小川淳也提出）

質問書転送
七月一日次の質問主意書を内閣に転送した。
看護・介護・保育分野における有料職業紹介手数料の透明化及び上限規制に関する質問主意書

参議院

質問主意書提出
七月一日議員から次の質問主意書が提出された。
不当労働行為に関する質問主意書（塩村あやか提出）（第六五号）
独立行政法人地域医療機能推進機構が運営する病院に関する質問主意書（仁比聡平提出）（第六六号）

報告書提出
七月一日調査会長から次の報告書を提出した。
国際問題に関する調査報告書（中間報告）
国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）
原子力等エネルギー・資源、持続可能社会に関する調査報告書（中間報告）

人事異動

公正取引委員会

（経済取引局総務課企画室長）
内閣府事務官　笠原　慎吾
官房国際課競争政策国際協力研究官に配置換する（七月一日）

金融庁
財務省
農林水産省

農水産業協同組合貯金保険機構監事　菅　紀美子
（五月一日）

法務省

（最高検察庁検事法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長アジア極東犯罪防止研修所長）検事　山内　由光
法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てることを解く
アジア極東犯罪防止研修所長を免ずる
（最高検察庁検事）同　石原　香代
法務総合研究所教官・法務総合研究所国際連合研修協力部長に充てる
アジア極東犯罪防止研修所長を命ずる
（福井地方検察庁検事正）同　岡本　貴幸
岡山地方検察庁検事正に配置換する
（福岡地方検察庁次席検事）同　森　博英
福井地方検察庁検事正に配置換する
（横浜地方検察庁公判部長）同　丸山　秀和
福岡地方検察庁検事に配置換する
福岡地方検察庁次席検事を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　古田　啓二
法務事務官（法務省民事局付）に併任する
（東京地方検察庁検事兼東京法務局訟務部付）検事兼法務事務官　**槌田　智英**
法務省訟務局付に併任する
東京法務局訟務部付の併任を解除する
（さいたま地方検察庁検事）検事　小河　弘明
東京地方検察庁検事に配置換する
法務教官（法務総合研究所教官）に併任する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　榎本　淳
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京地方検察庁検事兼法務省訟務局付）検事兼法務事務官　茂木　薫
法務事務官（法務省訟務局付）の併任を解除する
（札幌地方検察庁刑事部長）検事　関口　真美
横浜地方検察庁検事に配置換する
横浜地方検察庁公判部長を命ずる
検事　古田昌一郎
千葉地方検察庁検事に配置換する
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（札幌地方検察庁公判部長）検事　吉田　稔
札幌地方検察庁刑事部長を命ずる
札幌地方検察庁公判部長を免ずる
（東京地方検察庁立川支部検事）同　寺尾　智子
札幌地方検察庁検事に配置換する
札幌地方検察庁公判部長を命ずる
（東京地方検察庁検事）同　山本　未来
法務事務官（東京法務局訟務部付）に併任する
（同）同　増澤　融
カジノ管理委員会に出向させる
東京地方検察庁検事に併任する
（東京高等検察庁検事）同　辻　好隆
（同）同　田村　章
（岡山地方検察庁検事正）同　柴田　真
（福岡高等検察庁検事）同　松熊　健
辞職を承認する（各通）（以上七月一日）

農林水産省

独立行政法人家畜改良センター監事　富樫　健一
　塚原　洋子
国立研究開発法人森林研究・整備機構監事に任命する（各通）（六月二十日）　平井　敬三
　野村　恭子
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構監事に任命する（各通）　水谷　享俊
　加藤　剛
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター監事に任命する（各通）　岡　裕泰
　礒田　博子
　佐古　吉照
　西村　徳浩
国立研究開発法人水産研究・教育機構監事に任命する（各通）（以上六月二十三日）

官庁報告

官庁事項

放送衛星業務用の周波数を使用する衛星基幹放送を行う基幹放送局の免許申請受付に関する公示
電波法（昭和25年法律第131号）第６条第８項の規定に基づき、次のとおり公示する。
令和８年７月３日　総務大臣　林　芳正
1　受付期間
令和８年７月３日(金)から同年８月31日(月)午後５時15分まで（郵送の場合は期間内必着）
2　受付対象
令和11年以降に放送衛星業務用の周波数(11.7GHzから12.2GHzまでの放送衛星業務に使用される周波数をいう。)を使用する衛星基幹放送（超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送及びデータ放送に限る。）を行う基幹放送局（衛星基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を除く。）であって、その工事落成の期限が、令和12年７月31日までのもの
3　申請書の提出場所
各総合通信局放送部放送課（北海道、信越、北陸及び四国総合通信局にあっては、情報通信部放送課）及び沖縄総合通信事務所情報通信課
4　問合せ先
総務省情報流通行政局放送業務課（電話番号03―5253―5799）

登録生存講習機関の登録事項の変更に関する公示
船員法（昭和22年法律第100号）第83条の４の規定に基づく届出があったので、同法第83条の15の規定により、公示する。
令和８年７月３日　国土交通大臣　金子　恭之
1．登録番号
登録生存講習機関第14号
2．登録生存講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
独立行政法人海技教育機構
神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番
理事長　佐々　明
3．変更のあった事項
登録生存講習機関の代表者の氏名
変更前：田島　哲明
変更後：佐々　明
4．変更のあった日
令和８年４月１日
5．変更の理由
令和８年４月１日付けで代表者の変更があったため